

後期高齢者医療制度の保険料の賦課権の期間制限及び徴収権の消滅時効について

【賦課権について】

後期高齢者医療制度の保険料の賦課については、法令上、期間の制限又は消滅時効に係る規定は存在しないが、徴収権について2年間の消滅時効の期間を設けていることに鑑み、賦課権についても2年間の期間制限があるものと解される。

なお、賦課という行政処分の性質上、消滅時効ではなく除斥期間を採用することとし、消滅時効とは異なり進行が中断することではなく、期間が満了することにより、権利が消滅することとなる。

○ 起算日

- ① 徴収方法にかかわらず、広域連合の区域内の全市町村の条例で定める普通徴収の納期のうち、広域連合における保険料額本算定以後、最も早く到来する納期の納期限の翌日。ただし、年度途中で被保険者資格を取得した場合等、本算定の対象とならない場合においては、当該被保険者資格の取得日の翌日。

※ 被保険者資格の取得日により、本算定の対象となるかどうかにより判断することとし、本算定の対象とならない時期に被保険者資格を取得した場合においては、当該被保険者資格の取得日の翌日が起算日となる。（遡及して被保険者資格を取得する場合も同様。）

- ② 暫定賦課に基づく普通徴収の仮徴収を行っている場合においては、区域内の全市町村の条例で定める普通徴収の納期のうち、広域連合における保険料額本算定以後、最も早く到来する納期の納期限の翌日。
- ③ 2008年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者については、区域内の全市町村の条例で定める普通徴収の納期のうち、2008年10月1日以後、最も早く到来する納期の納期限の翌日。

○ 期間

上記起算日から起算して2年間とし、制限期間が満了しているかどうかについては、異動賦課を行う時点において判断する。

（例）上記①の起算日が2008年8月1日である場合、2008年度分の保険料の更正又は決定等に係る異動賦課については、2010年7月31日まで行うことが可能。

【徴収権について】

後期高齢者医療制度の保険料の徴収権については、高齢者の医療の確保に関する法律第160条において2年間で消滅することされており、当該消滅時効の起算日については以下のとおりとなる。

○ 起算日

- ① 各市町村の条例で定める普通徴収の第1期納期の納期限の翌日であるが、各納期の納期限を被保険者へ告知することにより、各納期の納期限が到来するまでの間、消滅時効の進行が中断し、各納期の納期限の翌日から新たに進行する。
- ② 年齢到達等により、年度途中で被保険者資格を取得した場合においては、各広域連合における本算定又は異動賦課以後、最も早く到来する各市町村の条例で定める普通徴収の納期の納期限の翌日であるが、各納期の納期限を被保険者へ告知することにより、各納期の納期限が到来するまで間、消滅時効の進行が中断し、各納期の納期限の翌日から新たに進行する。
- ③ 暫定賦課に基づく普通徴収の仮徴収を行っている保険料に係る起算日は、当該仮徴収に係る第1期納期の納期限の翌日であるが、各納期の納期限を被保険者へ告知することにより、各納期の納期限が到来するまでの間、消滅時効の進行が中断し、各納期の納期限の翌日から新たに進行する。